

精神保健（メンタルヘルス）に関する市町村の相談支援について

全国市長会社会文教委員会委員市区を対象に意見等を聴取した結果、以下のような意見が寄せられた。

精神保健に関する相談支援の体制整備について

- ・ 人員や財源確保のためには、法的根拠が必要である。
- ・ 市町村の責務として明確化されることで、相談支援の質の向上や関係機関との連携、地域における精神保健に関する普及啓発の強化が期待できる。

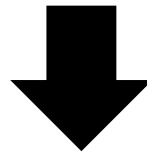
といった意見も一部にあった一方、ほとんどの市区からは以下のような課題や懸念が数多く指摘された。

- ・ 専門職（保健師、精神保健福祉士、臨床心理士等）の配置、財源の確保、都道府県（保健所や精神保健福祉センター等）のバックアップ体制を構築した上で検討すべきである。
- ・ 専門職採用の公募に対して応募がなく、地域には人材がないのが現状である。
- ・ 専門職の配置に当たっては、必要数の確保が困難な現状にあるため、市町村の責務となっても実際に配置できるか課題が残る。
- ・ 他機関（国、県、保健所、医療機関、精神保健福祉センター等）の役割についても明確化が必要である。

精神保健（メンタルヘルス）に関する市町村の相談支援について

精神保健に関する相談支援の体制整備について

- ・ 地域には精神科等の医療資源が乏しく、市に専門的知識を有する人員（予算措置）を配置するだけで対応できる分野ではない（高い専門性と経験が必要）ため、都道府県の役割も含めて俯瞰的に検討すべき。
- ・ 相談支援体制が十分に整っていない状況で市町村の責務とした場合、相談支援の質が保てないことで当事者のためにならない可能性が出てくる。
- ・ 精神保健においては精神科医療との連携は必須であり、医療資源の地域差やその専門性から市町村で業務を担うには相応の体制整備や専門性確保が必要。



精神保健に関する相談支援を法令上で市町村の責務として明確化することについては、

- ・ 拙速を避け、慎重に検討すべきである。また、一律に市町村に義務付けるべきではない。
- ・ 先ず、保健師等の専門職の確保や人材育成に対する財政支援等を充実させることにより、市町村の取組を後押しすべきである。